

何が問題？ ICRP国際放射線防護委員会 勧告案

国際環境NGO FoE Japan

みつた かな

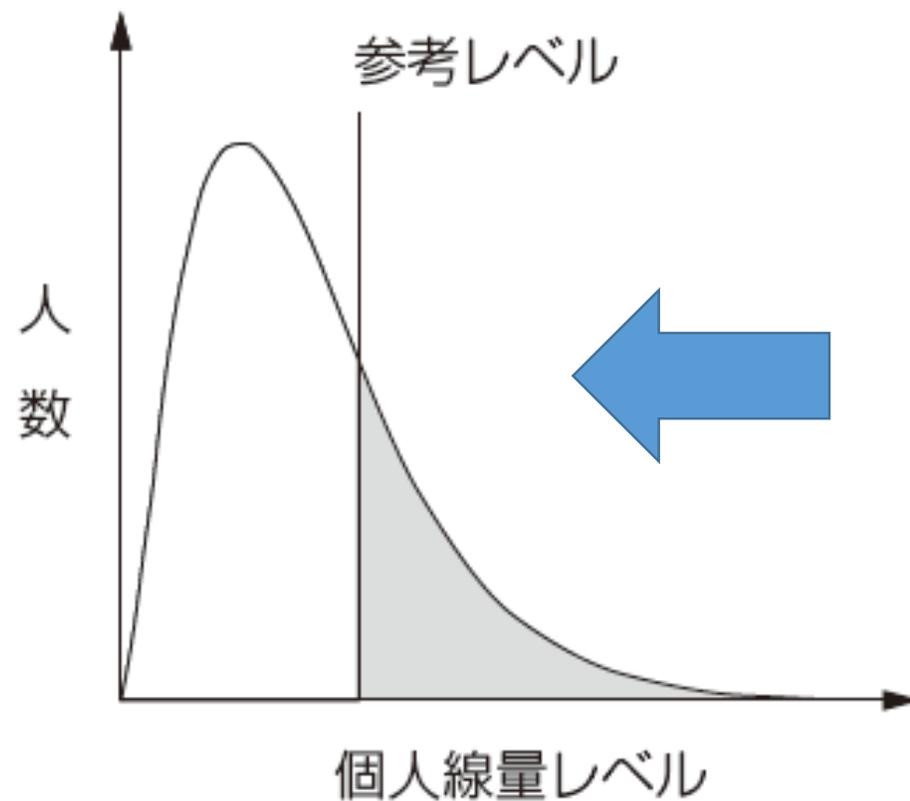
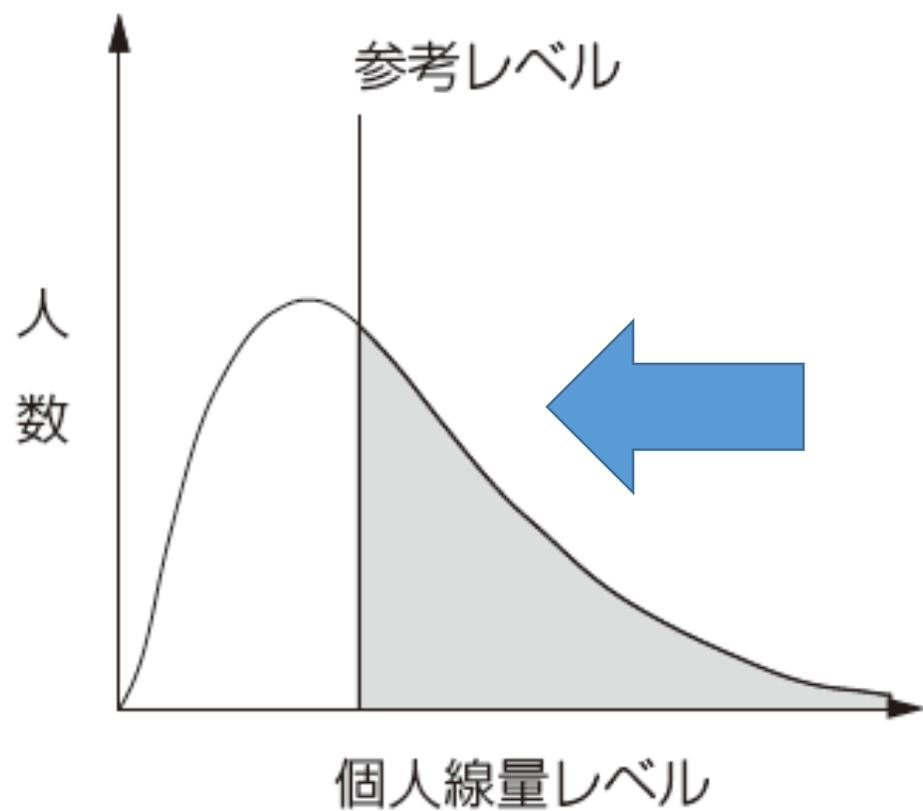
満田夏花

ICRPとは？

- ICRP（国際放射線防護委員会）
…専門家の立場から放射線防護に関する勧告を行う民間の国際
学術組織
- イギリスの非営利団体
- 助成金の拠出機関は、国際原子力機関や経済協力開発機構原子
力機関などの原子力機関をはじめ、世界保健機構、国際放射線
防護学会などの放射線防護に関する学会、イギリス、アメリカ、
欧州共同体、スウェーデン、日本、アルゼンチン、カナダなど
の各国内にある機関

勧告がでると、各国が法制度への反映を検討する

参考レベル



参考レベル

	緊急時	現存被ばく／回復期
現行 (pub.109, pub.111)	年20～100mSv	年1～20mSvの下方部分から選択 代表的な値は1mSv
改定案	年100mSv以下	年1～20mSvのバンドかそれ以下 年10mSvを超える必要はない 年1mSvのオーダーへ徐々に低減

ステークホルダーの関与

ステークホルダー＝利害関係者、興味・関心をもつ人たち
(現在)

- ステークホルダーは、自らの被ばくを制御するための防護対策の履行に関与すべきであり、直接参加する機会が与えられるべき
- 汚染地域に居住する人々を防護するための戦略を選定するプロセスにおいては、関連するステークホルダーの関与が必要不可欠

(改定案)

- 委員会は、当局、専門家およびステークホルダーが被災地域の経験と情報を共有し、地域社会への関与を推進し、実践的な放射線防護文化をつくるために共同専門知 (co-expertise) の過程で共に活動することを勧告する。
- 最適化プロセスの実施にステークホルダーを関係させることの決定的な重要性を強調する



東電福島原発事故における 日本政府の対応①

2011年4月19日、文部科学省は「学校の校舎・校庭の利用判断における暫定的な考え方」として、年20mSv、毎時3.8 μ Svを通知。
(ICRPの現存被ばく状況1~20mSvに言及)

→多くの父母、市民の怒り

- 公衆の被ばく限度年1mSvの20倍
- 「放射線管理区域」(年5mSv)をはるかに超えるレベル
=放射線に携わり訓練されている職業人以上の被ばくを許容するのか
- 放射線に対する感受性が大きい子どもに適用するのか

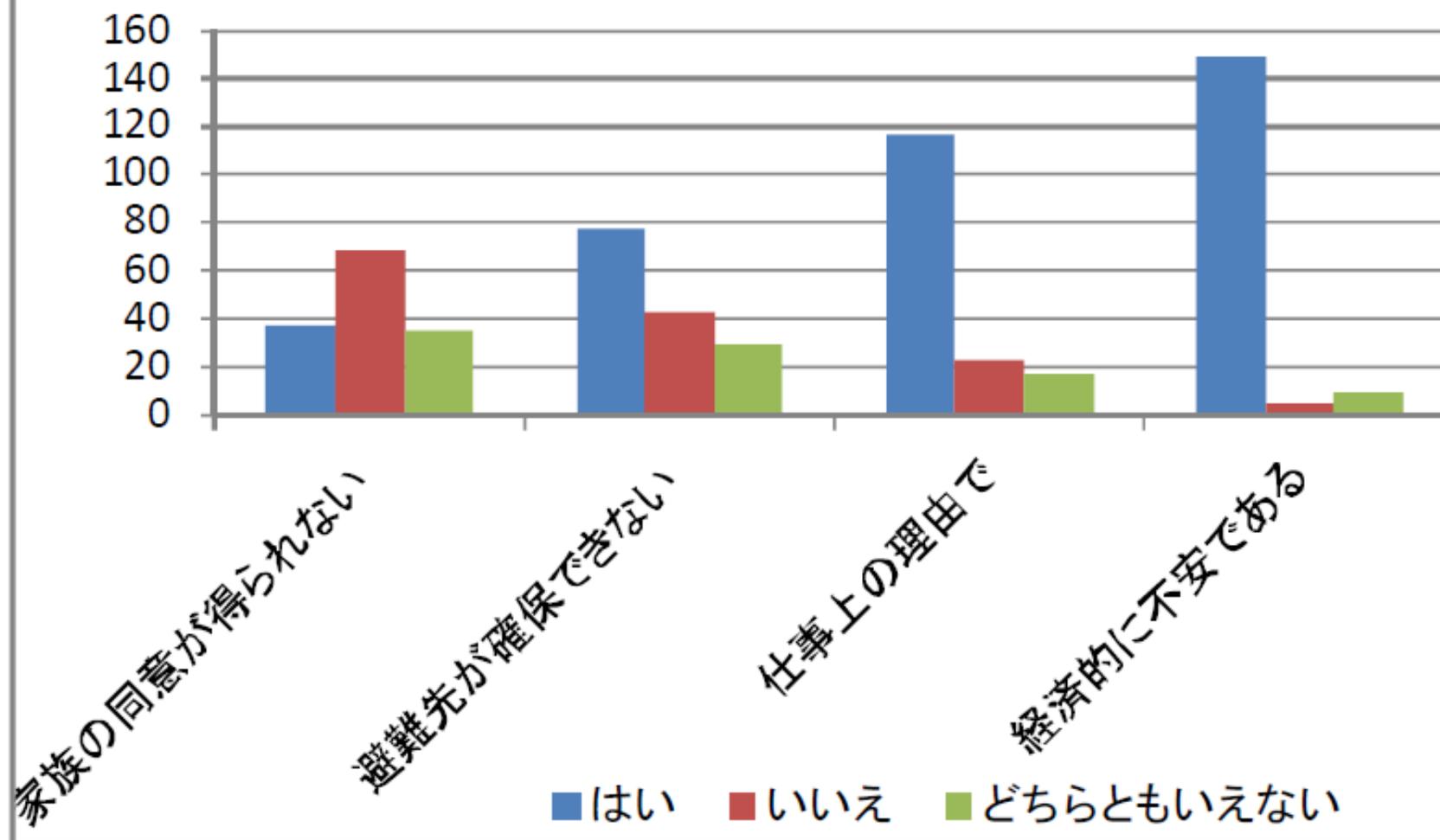
東電福島原発事故における 日本政府の対応②

2011年4月11日、政府は積算線量が年20mSvに達する恐れがある場所を「計画的避難区域」に設定。（ICRPの緊急時被ばく状況20～100mSvに言及）

- 避難区域指定された地域外にも、高い線量。高いレベルの土壌汚染。親たちの葛藤
- 避難区域外の少なからぬ人たちが賠償のあてもなく、また社会的な認知もなく、「自主的」避難を強いられた。→経済的な困窮、社会的孤立、精神的な圧迫
- 「避難の権利」を求める運動（チェルノブイリ法では、1～5mSvでは、移住権が保証され、5mSv以上の地域では義務的移住。生涯70mSvの考え方）

「小さな山を一つ越えると、避難区域です。そんな場所に小さい子供を住ませることはできません。親として子供を守るのは当然です。避難したくて、避難しているわけではありません。どれほど悩んで避難したか。また災害が起こる可能性、何かあった時子どもを守れるかどうかなど、本当に悩みぬき避難しました。」

避難を妨げている理由



自主避難に関するアンケート結果(2011年7月25日)

国際環境 NGO FoE Japan、フクロウの会実施(回答数:272)

東電福島原発事故における 日本政府の対応③

- 避難指示区域の解除…政府は、①年間20mSvを下回ることが確実であること、②インフラなどの復旧、③県、市町村、住民との十分な協議――を解除の要件とした。
- 年間20mSvは、避難の基準でもあったが、高止まりのまま。実質上形骸化。
- 「十分な協議」はなされなかった。説明会で多くの住民が「解除は時期尚早」と反対しても、住民の意思は政策決定に反映されなかった。
cf) 「説明はするが協議はしない」

何が問題だったか？

ICRP勧告自体の問題

- 平常時の線量限度の20倍、100倍もの基準を子どもや妊婦も含めた一般公衆に適用することを許容
- 人々が被ばくを避ける権利を守るためには、「賠償」「支援」が不可欠 = 政府、事業者の責任に踏み込まない
- そもそも、「参考レベル」「最適化」という概念は適切か？
- あいまいでわかりづらい

何が問題だったか？

日本政府がICRPの勧告を守らなかった

- 「参考レベル」の設定をしなかった
 - ※ 「長期的に年1mSvをめざす」というあいまいな表現に終始
- ステークホルダーを意思決定に参加させなかった

「ステークホルダーは、自らの被ばくを制御するための防護対策の履行に関与すべきであり、直接参加する機会が与えられるべき汚染地域に居住する人々を防護するための戦略を選定するプロセスにおいては、関連するステークホルダーの関与が必要不可欠」

FoE Japanのコメント

- 緊急時、回復時であっても公衆の被ばく限度1mSvを維持すべき
- 住民の被ばくを避ける権利、賠償や支援を受ける権利を明確にすべき
- 政策決定に人々が参加する権利を保証するべき。
- 事業者、政府の責任について明らかにすべき。賠償・支援など。
- 避難、居住制限なども含む土地利用管理、ゾーニングの重要性を勧告すべき。

ICRPに意見を出そう！

- 9月20日まで（日本からのコメントは10月25日まで受け付けてもらえるとのこと）
- 日本語でも出せます
- ICRPのパブコメページ（英語）
<http://www.icrp.org/consultations.asp>
- 解説や関連情報（FoE Japanのサイト）
<https://foejapan.wordpress.com/2019/08/15/icrp/>